欧州連合及びカナダ、包括的経済貿易協定のテキストを公開

2014 年 10 月 2 日 JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は9月26日,欧州連合(EU)及びカナダの間の包括的経済貿易協定(CETA)の交渉が終了した旨の両国(地域)首脳の声明を発表し、合意されたテキストを公開した。

本声明は、同日オタワで開催された EU カナダ首脳会談にあわせて発表された。欧州委員会のウェブサイト及び公表されたテキストによれば、知的財産分野については「第 22 章 知的財産」に諸規定が起草されているところ、とりわけ、医薬品に関する特許権の存続期間の延長制度を設けること(第 9.2 条)、リストに掲載された相手国(地域)の地理的表示(GI)(現時点で 172 の EU 原産の食品・ビールを掲載)を保護すること(第 7 条)が義務付けられる。

一方,カナダ政府もテキストとともに概要をウェブサイトに掲載した。これによれば,医薬品承認に関するデータ保護期間については,カナダの現行制度が維持できることになった(第 10 条)。また,医薬品に関する特許権の存続期間の延長期間は,両国(地域)がそれぞれ 2 年から 5 年の間で定める期間を超えないこととされ,また,輸出のための製造販売等については例外とすることができる(第 9.2 条)。さらに,GI の保護については様々な例外規定が設けられた(第 7 条)。

欧州委員会のウェブサイトによれば、本テキストは EU の全公式言語への翻訳がなされた後、EU 理事会及び欧州議会での承認手続きへと進む予定である。

— EU-カナダ包括的経済貿易協定(CETA)に関する両国(地域)首脳の声明は、以下参照 —

<u>Canada-EU Summit - A new era in Canada-EU relations: Declaration by the Prime Minister of Canada and the Presidents of the European Council and the European Commission</u>

一 EU-カナダ包括的経済貿易協定(CETA)に関する欧州委員会のウェブサイトは,以下 参照 -

EU-Canada Comprehensive Trade and Economic Agreement (CETA)

一 EU-カナダ包括的経済貿易協定(CETA)のテキストは、以下参照 -

Consolidated CETA Text (PDF)

— EU-カナダ包括的経済貿易協定 (CETA) の概要に関するカナダ政府のウェブサイトは、 以下参照 — <u>Canada-European Union: Comprehensive Trade and Economic Agreement (CETA) - Technical Summary of the Final Negotiated Outcomes</u>

(以上)